

土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定について

法務省では、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第2項第1号に規定する研修実施法人である日本土地家屋調査士会連合会の意見を踏まえ、同項第2号の規定に基づき、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有する者について、法務大臣の認定を行いました。

また、第20回土地家屋調査士特別研修（令和7年6月17日法務省告示第99号）の認定の基準は、考査における得点が満点90点中45点以上であることです。

同研修における考査問題の出題の趣旨及び配点については、日本土地家屋調査士会連合会ホームページ（<https://www.chosashi.or.jp/>）において公表しています。

なお、令和8年3月16日付けの認定結果の概要は、次のとおりです。

認定申請者数	87人
認定者数	86人

認定申請法務局別認定者数

認定申請法務局	人数	認定申請法務局	人数
東京	7	岐阜	2
横浜	11	福井	1
さいたま	2	広島	8
千葉	8	山口	2
水戸	1	鳥取	1
前橋	1	福岡	10
静岡	5	熊本	1
長野	2	鹿児島	1
大阪	6	仙台	2
京都	2	福島	1
神戸	1	盛岡	2
奈良	2	青森	1
和歌山	1	札幌	1
名古屋	4		